

訴 状

2007（平成19）年3月19日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 今 給 黎 泰 弘

同 金 塚 彩 乃

同 酒 井 幸

同 新 谷 桂

同 永 尾 廣 久

原 告 別紙原告目録記載のとおり

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2丁目1番7号日本地所第7ビル3階

二瓶総合法律事務所

電話03（3293）2651 FAX03（3293）2679

原告訴訟代理人弁護士 今 給 黎 泰 弘

〒104-0061 東京都中央区銀座2-5-7 GM2ビル6階

西銀座法律事務所

電話03（3567）0301 FAX03（3561）6720

同 金 塚 彩 乃

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-9 イズミビル4階

酒井幸法律事務所（送達場所）

電話03(3255)7815 FAX03(5298)6218

同 酒 井 幸

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14-8 YPCビル8階

リベルテ法律事務所

電話03(5368)6081 FAX03(5368)8078

同 新 谷 桂

〒836-0843 福岡県大牟田市不知火町2-1-8 宮地ビル2階

不知火合同法律事務所

電話0944(57)6311 FAX0944(52)6144

同 永 尾 廣 久

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東 京 都

代 表 者 知 事 石 原 慎 太 郎

国家賠償等請求事件

訴訟物の価額 金380万円

貼用印紙額 金2万4千円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告ら（ただし、原告■■■■■及び同■■■■■を除く。）に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙1記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を被告の公式ウェブサイト（<http://www.metro.tokyo.jp/>）内に同別紙記載の掲載条件で6ヶ月間掲載せよ。
- 2 被告は、原告■■■■■及び同■■■■■に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙2記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を被告の公式ウェブサイト（<http://www.metro.tokyo.jp/>）内に同別紙記載の掲載条件で6ヶ月間掲載せよ。
- 3 被告は、原告ら各自に対し、それぞれ金5万円及びこれに対する2004年（平成16年）10月20日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 第3項につき仮執行宣言

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

ア 別紙原告目録1乃至11記載の原告らはいずれも、フランス語を母語として使用する者である。

イ 同目録1記載の原告は、フランス語学校を運営又は経営する者である。

ウ 同目録1乃至7及び12乃至62記載の原告らはいずれも、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授する者である。

そのうち、原告■■■■■は昭和49年以降平成17年まで、原告■■■■■は平成10年以降現在に至るまで、東京都立大学人文学部のフランス語

およびフランス文学の教員であった。

エ 同目録12乃至21及び63乃至66記載の原告らはいずれも、フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段としている者である。

オ 同目録22乃至25及び66乃至74記載の原告らはいずれも、フランス語を学習する者である。

(2) 被告

石原慎太郎（以下「石原」という。）は、平成11年4月以降現在に至るまで、被告である東京都の知事をつとめる者であるが、以下のとおり、公然と原告らの社会的名誉等を毀損する発言を行って、原告らに損害を与えた。

2 本件発言の内容

(1) 2004（平成16）年10月19日、翌2005年4月から開校予定の首都大学東京のサポートを目的とする会員制クラブである「ザ・トウキョウ・ユー・クラブ（the Tokyo U-club）」の設立総会が、東京都庁第1庁舎5階大会議場において開催された。このクラブは発起人だけでも100名を越す大組織であった。

石原は、この場における祝辞で、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ。」との発言（以下「本件発言(1)」という。）をした。

本件発言(1)は、2004（平成16）年10月20日の毎日新聞東京版で報道されたほか、被告の公式ウェブサイト内の「知事チャンネル」に、この祝辞全てが音声付動画で掲載された。

(2) 石原は、本件発言(1)をしたほか、次のとおり発言をした。

ア 石原は、上記(1)記載の日時・場所において、東京都立大学を含む都立四大学の廃止と首都大学東京の新設に関し、「人間というのは物事の変化と

いうものが一番怖い、新しい事態というものを迎え入れることが非常に出来にくい、本質的に保守的な動物であるが、今度のこの大学の構想についても、（先般、一部のバカ野郎が反対して文部科学省の科学研究費が出なくなったのと同様）、これに反対する連中は、本当に保守的であり退嬰的な人達ばかりである。その過程で聞いたことであるが、（東京都立大学においては）ドイツ語の先生が十数人いて受講者が4人しかいない、フランス語の先生が8人いて受講者がひとりもない。」旨を発言し（以下「本件発言(2)」という。）、次いで、本件発言(1)を行い、更に、その直後に、「こういうもの（数を勘定できず、かつ、国際語として失格しているフランス語）にしがみついている手合いが、（聴取不能）につけ込んで、反対のための反対をし、笑止千万な、反逆にもならない反逆をしている。」旨を述べたものである（以下「本件発言(3)」という。）。

イ 更に、石原は、東京都立大学においては、仏文学専攻進学希望者やフランス語の履修者が一人もいないという発言を以下のとおり、繰り返し行った（以下併せて「本件発言(4)」という。）。

- ① 平成15年12月24日：「それから、もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど希望者のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ。」（記者会見）
- ② 平成16年3月2日：「平成15年の4月、1年生から2年生への専攻決定時に、全く希望者のない専攻、ほとんど希望者のない専攻が二つあります、独文が二人、仏文はゼロ。」（東京都議会第一回定例会、大西英男議員の代表質問に対する石原の答弁）
- ③ 平成17年7月15日：「調べてみたら、8～9人から、10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が一人もいなかった」「先進国の東京の首都大学で語学に対する学生たちの需要というのも、フランス語に関しては皆無に近い」（都知事定例記者

会見)

3 原告らに対する名誉毀損等

(1) 本件発言(1)が摘示する事実

本件発言(1)は、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すると、①フランス語は数を勘定できない言葉である（以下「本件摘示事実①」という。）、②フランス語は国際語として失格している（以下「本件摘示事実②」という。）、との事実を摘示するものである。

(2) 本件発言(1)ないし(4)が摘示する事実

本件発言(1)ないし(4)は、当該部分の前後の文脈（「ザ・トウキョウ・ユー・クラブ（the Tokyo U-club）」の設立総会における祝辞としてなされたとの事実を含む。）や、発言当時に都立四大学の廃止と首都大学東京の新設に関して一般視聴者が有していた知識ないし経験等（石原が、平成15年12月24日の記者会見において、「新大学構想に反対しているのは保守的、悪く言えば保身、退嬰的な一部人文科学系教員である」と発言したことを含む。）を考慮し、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すると（最判平成9年9月9日判例時報1618号52頁参照）、本件摘示事実①および②のほかにも、以下の事実を摘示するものである。

すなわち、東京都立大学のフランス語ないしフランス語文学の教員らは、フランス語という、数を数えられず、かつ、国際語として失格している言語にしがみついている（以下「本件摘示事実③」という。）、同教員らの開講科目には、専攻進学希望者、受講者および履修者が一人もいない（以下「本件摘示事実④」という。）、同教員らは、新大学構想についても、保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから、反対のための反対をしている（以下「本件摘示事実⑤」という。）、との各事実を摘示するものである。

(3) 原告らに対する名誉毀損

上記摘示事実①②は、虚偽である。フランス語は数も数えられるし、国連などの国際機関や多数の国で公用語として使用されている。

石原のこの誤った事実を摘示する発言は、フランス語は数も数えられないような原始的で稚拙な言語であり、国際的には通用しない未熟な言語であるかのような印象を与え、フランス語に対する世間の評価を著しく低下させたものである。これによって、

ア フランス語を母語とする別紙原告目録1乃至11記載の原告らはいずれも、そのような低俗な言語文化に属する国民（人種）であるとの印象を与え、母語とこれを育んできたフランス文化を貶められ、フランス語を母語として話すことや、フランス語社会の一員であることについての社会的名誉及び名誉感情を著しく傷つけられた。

イ フランス語学校の経営者である同目録1記載の原告は、本件発言により、フランス語学校を運営又は経営することの価値を貶められ、これに携わることについての社会的名誉及び名誉感情を著しく傷つけられた。

ウ フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授している同目録1乃至7及び12乃至62記載の原告らはいずれも、本件発言により、これらの研究及び教授活動の価値を貶められ、これに携わることについての社会的名誉及び名誉感情を著しく傷つけられた。

エ フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段としている同目録12乃至21及び63乃至66記載の原告らはいずれも、その業務の価値を貶められ、これに携わることについての社会的名誉及び名誉感情を著しく傷つけられた。

オ フランス語を学習する同目録22乃至25記載の原告らは、これを学習することの価値を貶められ、これに携わることについての社会的名誉及び名誉感情を著しく傷つけら、かつ、今後フランス語を学習していくについて不安と困惑を余儀なくされた。

以上のとおり、石原の本件発言が、原告らの名誉を毀損し、またその名誉感情を著しく傷つけたものであることは明らかである。

(4) 原告目録1、12乃至21及び63乃至66記載の原告らに対する業務妨害

同時に石原の本件発言(1)は、フランス語学校を運営又は経営し又はフランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段としている人々の上記各業務を妨害したものである。

すなわち、東京都知事である石原の知名度、マスコミでの取り上げられ方、社会的影響力等に鑑みると、「フランス語は数を勘定できない言葉」であるとか、「国際語として失格している」との虚偽の事実を公然と述べたことにより、虚偽の内容を真に受けた多くの東京都民その他の市民が、フランス語学校に入学してフランス語の学習をする意思を喪失させ、原告らは生徒応募の機会を危うくさせられるおそれがある。

また、フランス語は価値の低い言語であるとの印象を与えることによって、フランス語から（あるいはフランス語へ）の翻訳・通訳その他フランス語を使用する原告らの業務を利用する意思を喪失させるおそれがある。

これにより原告らは営業上著しい損害を受けた。

(5) 原告 [redacted] 及び同 [redacted] に対する名誉毀損

本件摘示事実①ないし②のみならず、③ないし⑤も、いずれも虚偽であり、石原は、これらの事実を摘示する本件発言(1)ないし(4)により、原告 [redacted] および同 [redacted] の名誉を毀損し、またその名誉感情を著しく傷つけたものである。

5 救済

(1) 謝罪広告

本件発言により生じた誤解を解消し、原告らの社会的名誉及び名誉感情を

回復するためには、原告ら本人はもとより、東京都庁で行われた「ザ・トウキョウ・ユウ・クラブ (the Tokyo U-club)」の設立総会出席者のみならず、本件発言が掲載された被告の公式ウェブサイト内「知事チャンネル」の閲覧者らが了知できるような方法、すなわち請求の趣旨第1項ないし第2項記載のとおり謝罪文交付及び謝罪広告掲載をさせることが必要である。

また、フランス語学校経営者や通訳・翻訳などフランス語を業務の手段として使う者に関しては、本件発言によってもたらされる社会の誤った認識を是正し営業上の損害の発生を防ぐためにも、この謝罪広告は必須である。

(2) 慰謝料

本件発言による原告らの社会的名誉および名誉感情の著しい侵害により生じた有形無形の損害を填補するには、謝罪広告の掲載だけでは到底不十分であり、原告らが被った損害の一部として原告1人宛に対してそれぞれ少なくとも金5万円の賠償金を支払わせることが相当である。

- 6 よって、原告らは、国家賠償法1条1項に基づき、被告に対し、本件各発言によって毀損された原告らの名誉を回復し、原告らが被った損害を賠償するため、請求の趣旨記載のとおり謝罪文の交付、謝罪広告の掲載及び損害賠償の支払いを求め、あわせて本件各発言がなされた日の後の日である2004（平成16）年10月20日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

第3 証拠方法

追って提出する。

第4 添付書類

- 1 訴訟委任状 74通

お 詫 び

各位

東京都知事石原慎太郎は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会において、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ」との発言をしましたが、フランス語が数を勘定できない言葉であるとの点及びフランス語が国際語として失格しているとの点はいずれも事実ではありません。このような誤った事実に基づき、フランス語を母語として使用し、フランス語学校を運営又は経営し、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授し、フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段とし、さらには、フランス語を学習する人々の名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

年 月 日

東京都知事 石 原 慎太郎

[掲載条件]

- 1 被告の公式ウェブサイト (<http://www.metro.tokyo.jp/>) のホームページに「フランス語訴訟に関する石原都知事の謝罪文」との見出し文字を掲載する。
- 2 上記ウェブサイト内に上記謝罪文を掲載する。
- 3 上記見出しを上記謝罪文にリンクさせる。上記見出しから上記謝罪文に到達するために必要なクリック数は2回以下とする。
- 4 文字の大きさは、上記見出しについては12ポイント以上、上記謝罪文については10ポイント以上とする。

- 5 年月日は、謝罪広告掲載の日を記載する。
- 6 文字のフォントは、上記見出し並びに上記謝罪文中の「お詫び」及び「東京都知事 石原慎太郎」の各文字についてはゴシック体、その他の文字は明朝体とする。
- 7 文字の色は、黒色（但し、背景が黒または黒に近い色のときは白色）とする。

お詫び

■■■■殿及び■■■■殿

東京都知事石原慎太郎は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会等において、①東京都立大学のフランス語ないしフランス文学の教員である貴殿らは、フランス語という、数を数えられず、かつ、国際語として失格している言語にしがみついている、②貴殿らの開講科目には、専攻進学希望者、受講者および履修者が一人もいない、③貴殿らは、新大学構想についても、保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから、反対のための反対をしているとの各事実を摘示する発言をしましたが、これらの摘示事実はいずれも真実ではありません。このような誤った事実に基づき、貴殿らの名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

年 月 日

東京都知事 石原 慎太郎

[掲載条件]

- 1 被告の公式ウェブサイト (<http://www.metro.tokyo.jp/>) のホームページに「フランス語訴訟に関する石原都知事の謝罪文」との見出し文字を掲載する。
- 2 上記ウェブサイト内に上記謝罪文を掲載する。
- 3 上記見出しを上記謝罪文にリンクさせる。上記見出しから上記謝罪文に到達するために必要なクリック数は2回以下とする。
- 4 文字の大きさは、上記見出しについては12ポイント以上、上記謝罪文については10ポイント以上とする。
- 5 年月日は、謝罪広告掲載の日を記載する。
- 6 文字のフォントは、上記見出し並びに上記謝罪文中の「お詫び」及び「東京都

知事 石原慎太郎」の各文字についてはゴシック体、その他の文字は明朝体とする。

7 文字の色は、黒色（但し、背景が黒または黒に近い色のときは白色）とする。